

社会福祉法人たけのこ 役員等の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たけのこの理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給について定めるものである。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等の費用弁償は、別に定める旅費規則により支給することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(基準)

第5条 この規程を社会福祉法第45条35による基準として公表する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する